

(趣旨)

**第1条** この要綱は、鎌倉市環境教育行動計画に基づきすべての人が環境保全の重要性を認識し、自ら意欲的に行動して活動の場を広げていけるよう体系的な環境教育の推進を図るため、鎌倉市環境教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の登録派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザーの職務)

**第2条** アドバイザーは、市長の派遣依頼に応じ市内の各地域、学校及び事業所における環境に関する市民向けの講習会等において、環境に関する講演、研修その他助言、指導を行うことにより、市民に対し環境保全に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、主体的に環境行動に取り組む意識を増進させることを職務とする。

- 2 アドバイザーは、前項に定める職務を行う個人とする。ただし、アドバイザーが特定非営利活動法人やボランティア団体等の団体に属する場合、その団体の活動としてアドバイザーの職務を行うことを妨げるものではない。
- 3 第1項で規定する市民向けの講習会等とは、市内在住の者または在勤、在学する者に向けて実施するものを対象とし、市内で滞在者に向けて実施するものは対象としない。ただし、市民向けの講習会等について滞在者が参加することを妨げるものではない。

(資格)

**第3条** 市長は、次に掲げる環境に関する専門的な知識を有する者又は活動経験を有する者のうちからアドバイザーを登録するものとする。

- (1) 専門的知識を有する者は、次のいずれかの事項に関し、相当な知識を有すると認められる者とする。
  - ア 自然環境の保護・保全（動植物、水生生物、緑地、谷戸、海辺、河川等）
  - イ ネイチャーゲーム
  - ウ 環境マネジメント
  - エ 大気、水質
  - オ 地球温暖化防止、地球環境
  - カ 省エネルギー、再生可能エネルギー
  - キ その他（上記の内容にかかわらず地球温暖化対策に関する内容）

(2) 環境に関する活動経験を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 環境省の環境カウンセラーの資格を有する者

イ 神奈川県環境学習リーダーの資格を有する者

ウ 学校や地域において環境教育等を行った経験のある者

エ 企業、団体、地域等において環境保全活動に携わった経験を有する者

オ 前各号に掲げる者と同等以上の知識・経験を有すると認められる者

(登録等)

**第4条** アドバイザーの登録を希望する者は、鎌倉市環境教育アドバイザー登録申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の採否を決定して、鎌倉市環境教育アドバイザー登録決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 登録後、アドバイザーが登録内容の変更又は登録の廃止を希望する場合は速やかに市長に報告するものとする。

(登録期間)

**第5条** アドバイザーの登録期間は、翌々年度の3月31日までとする。ただし、登録期間の更新を妨げない。

2 登録期間の更新を行う場合、登録期間は4月1日から翌年度の3月31日までの2年間とする。

(派遣対象)

**第6条** アドバイザーの派遣の対象とする環境に関する講習会等は、第2条に規定する環境に関する市民向けの講習会、学習会、研修会、自然観察会等とする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする講習会等には派遣を行わないものとする。

2 既に市の他の制度により派遣及び金銭の支払いが行われている場合については、本要綱に基づくアドバイザーの派遣対象とならない。

(派遣手続)

**第7条** アドバイザーの派遣を希望する講習会等の主催者（以下「主催者」という。）は、鎌倉市環境教育アドバイザー派遣要請書（第3号様式）により派遣希望日の2か月前から10日前（市の休日は除く。）までに市長へ申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、当該主催者に鎌倉市環境教育アドバイザー派遣決定通知書（第4号様式）により、その結果を通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により派遣することを決定したときは、鎌倉市環境教育アドバイザー派遣依頼書（第5号様式）により、アドバイザーに派遣を依頼するものとする。
- 4 市長は、必要に応じて、アドバイザーが指定する補助者を派遣することができる。このとき、概ね参加人数10人に対し1人の補助者を派遣することができるものとする。ただし、申請の内容により、参加人数10人に対し1人を超える補助者を派遣することが妥当であると市長が判断するときは、この限りではない。
- 5 第1項の規定による申請は、先着順に受け付けるものとし、アドバイザー派遣の謝礼額の合計が予算額に達した日をもって、申請の受付を終了する。
- 6 前項の規定にかかわらず、予算到達日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い予算残額の範囲内で受理する申請を決定する。
- 7 予算到達日の申請であって、受理した時点で申請額が予算残額を上回る場合、謝礼額の上限は派遣決定時点での予算残額とする。

（謝礼）

**第8条** 市長は、アドバイザー及びアドバイザーが指定する補助者を派遣したときは、1回の派遣に対して1人当たり2,000円の謝金を支払うものとする。

- 2 市長は、アドバイザー及びアドバイザーが指定する補助者が希望する場合、謝礼の支払いをアドバイザー及びアドバイザーが指定する補助者の所属団体に対して行うことができるものとする。

（実施報告）

**第9条** 主催者がアドバイザーの派遣を受けたときは、鎌倉市環境教育アドバイザー派遣講習会等結果報告書（第6号様式）により、講習会等を実施した日（以下「派遣日」という。）から20日以内に市長へ報告するものとする。ただし、当該期日が市の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 アドバイザーは、鎌倉市環境教育アドバイザー派遣実施報告書（第7様式）により派遣日から20日以内に市長へ報告するものとする。ただし、当該期日が市の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 3 市長は、派遣実施報告書の内容を確認した後、前条に規定する謝金を支払うものとする。

（変更及び中止の報告）

**第10条** 主催者は、第7条第2項に基づく決定以降に講習会等の申請内容に変更が生じた場合、開催予定日より前に講習会等の開催中止が決定した場合、又は雨天等の理由により、講習会等の実施ができなかった場合、鎌倉市環境教育アドバイザー派遣実施変更・中止報告書（第8様式）に

より、市長へ報告するものとする。

2 前項の報告のうち、変更の場合及び事前の中止の場合は開催予定日の前の開庁日まで、当日の中止の場合は開催予定日以降すみやかに市長へ報告するものとする。なお、開催日を変更する場合は変更前若しくは変更後の開催予定日のいずれか早い日の前の開庁日までに報告するものとする。

3 主催者が変更又は中止を行う場合は、派遣依頼を行ったアドバイザーと事前に協議しなくてはならない。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則**

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第5条の規定については、施行前に登録されたアドバイザーについても適用する。

第1号様式（第4条）

第1号様式(第4条)

鎌倉市環境教育アドバイザー登録申請書

年 月 日

(あて先)鎌倉市長

鎌倉市環境教育アドバイザー要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

		ホームページ等での公開の可否
氏名		可・否
公表用名称		※氏名を公開しない場合のみ
所属団体		可・否
住所 連絡先	〒	—
	TEL :	可・否
	FAX :	可・否
	メールアドレス :	可・否
専門分野	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然環境の保護(動植物、水生生物、緑地、谷戸、海辺、河川等)</li> <li>2 ネイチャーゲーム</li> <li>3 環境マネジメント</li> <li>4 大気・水質</li> <li>5 地球温暖化防止、地球環境</li> <li>6 省エネルギー、再生可能エネルギー</li> <li>7 その他(上記にかかわらず地球温暖化防止対策に関する内容)</li> </ol>	公開必須
環境に関する 所有資格及び 活動履歴等		可・否
代表的な 講義等の内容	主題  対象者  所要時間  内容	公開必須

注 活動実績、代表的な講義等における使用資料等を添付してください。

第2号様式（第4条）

第2号様式(第4条)

鎌倉市環境教育アドバイザー登録決定通知書

第 号 年 月 日	
様  鎌倉市長	
年 月 日付けで申請のありました鎌倉市環境教育アドバイザー登録について、次のとおり決定したので通知します。	
区 分	<input type="checkbox"/> 登録します <input type="checkbox"/> 登録しません ( 理 由 )
専 門 分 野	
備 考	

第3号様式(第7条)  
第3号様式(第7条)

鎌倉市環境教育アドバイザー派遣要請書

年 月 日

(あて先)鎌倉市長

鎌倉市環境教育アドバイザー要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

主催者	主催者名	
	代表者 (団体の場合)	
	住 所	
	担当者名	
	連絡先	
派遣希望日時	第1希望	( 年 月 日 ) ( : ~ : )
	第2希望	( 年 月 日 ) ( : ~ : )
参加予定人数 (アドバイザー 及び補助を除く)		
講習会等開催場所		
講習会等名		
講習会等の内容		
派遣依頼する アドバイザー名		
派遣依頼する 補助者の人数		
備 考		

※記載内容についてアドバイザーに確認の上、提出してください。

第4号様式（第7条）

第4号様式(第7条)

鎌倉市環境教育アドバイザー派遣決定通知書

第 号 年 月 日	
様  鎌倉市長	
年 月 日付けで申請のありました鎌倉市環境教育アドバイザー派遣について、次のとおり決定したので通知します。	
区 分	<input type="checkbox"/> 派遣します <input type="checkbox"/> 派遣しません (理由 )
講習会等名	
講習会等 開催日時	( 年 月 日 : ~ : )
講習会等 開催場所	
派遣する アドバイザー名	
派遣する 補助者人数	
備 考	

(注) 講習会等の内容に変更が生じた場合及び開催を中止した場合は速やかに第8号様式で報告してください。

第5号様式（第7条）

第5号様式(第7条)

鎌倉市環境教育アドバイザー派遣依頼書

第 号 年 月 日	
(環境教育アドバイザー氏名) 様  鎌倉市長	
鎌倉市環境教育アドバイザー要綱第7条第3項に基づき、次のとおり依頼します。	
講習会等名	
主催者名	
連絡先 (担当者)	
講習会等 開催日時	年 月 日 ( : ~ : )
講習会等 開催場所	
参加予定人数 (アドバイザー 及び補助者を除く)	人
講習会等の 内容	
派遣する 補助者人数	人
備考	

(注) 講習会等終了後、速やかに「鎌倉市環境教育アドバイザー派遣実施報告書」を提出してください。

第6号様式(第9条)  
第6号様式(第9条)

鎌倉市環境教育アドバイザー派遣講習会等結果報告書

年 月 日

(あて先)鎌倉市長

主催者名

担当者名

鎌倉市環境教育アドバイザー要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

講習会等 実施日時	年 月 日 ( : ~ : )
派遣 アドバイザー名	
講習会等名	
参加者数 (アドバイザー 及び補助者を除く)	
講習会等 開催場所	
概要	
感想、意見、要望等 (以下の設問について該当する記号について○を付けてください) 1 講習会等の内容について ア やさしかった    イ ちょうどよかった    ウ 難しかった エ その他(具体的に ) 2 その他要望、意見等	

(注) 講習会等を実施した日から20日以内に報告書を提出してください。

第7号様式（第9条）  
第7号様式(第9条)

鎌倉市環境教育アドバイザー派遣実施報告書

年 月 日

(あて先)鎌倉市長

環境教育アドバイザー氏名

鎌倉市環境教育アドバイザー要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

講習会等 開催日	年 月 日			
主 催 者				
講習会等名				
派遣したアド バイザー及び 補助者氏名	①		⑪	
	②		⑫	
	③		⑬	
	④		⑭	
	⑤		⑮	
	⑥		⑯	
	⑦		⑰	
	⑧		⑱	
	⑨		⑲	
	⑩		⑳	
派遣依頼書と 人数が異なる 場合、その理由				

第 8 号様式 (第10条)  
第 8 号様式(第 10 条)

鎌倉市環境教育アドバイザー派遣実施変更・中止報告書

年 月 日

(あて先)鎌倉市長

主催者名

担当者名

年 月 日付で決定を受けていた、環境教育アドバイザーの派遣について、鎌倉市環境教育アドバイザー要綱第 10 条の規定に基づき、報告します。

報告区分 (どちらかに○)	変更 ・ 中止
講習会等 開催日時	年 月 日 ( : ~ : )
派遣 アドバイザー名	
講習会等名	
概要 (変更の場合は変更内容、中止の場合は中止の理由を記載してください)	

(注)

- ・講習会等開催日時には、第 4 号様式 (鎌倉市環境教育アドバイザー派遣決定通知書) に記載の日付 (開催予定日) を記載してください。
- ・変更及び中止については、この報告書を提出するとともに、派遣予定のアドバイザーに連絡を行ってください。